

農協法の一部改正により理事の構成要件が変わります

平成 28 年 4 月に改正農協法が施行され、新たな理事の構成要件が定められました。

当 JA においても、平成 30 年 6 月の改選期から、新たな理事構成要件を満たす必要があることから、理事会において「役員候補者推薦実施規則」の一部変更を行い、新たな理事構成要件である実践的能力者等の定義を定めるとともに、区域単位で選任数を決定いたしました。

1. 求められる新たな理事構成要件

改正農協法では、理事の定数の過半数について認定農業者及び実践的能力者であることが求められています。そのため、当 JA では役員候補者推薦実施規則の一部変更を行うとともに、「認定農業者」「実践的能力者」の定義を、以下のとおりいたしました。

認定農業者とは

農業経営基盤強化促進法による制度で、農業経営者が「農業経営改善計画書」を作成して市町村長に提出し、市町村の認定を受けた農業者のことです。

実践的な能力を有する者とは

JA が行う事業等を実践的能力を有する者とされていますが、法令上具体的要件は示されていないので、当 JA では理事会において、以下 (1) ~ (2) のとおり定義いたしました。

(1) 「農畜産物の販売その他の当該農協が行う事業」に関し実践的な能力を有する者

① 販売事業に関して実践的な能力を有する者

農畜産物の販売を行う業務に複数年携わった経験を有する者で、自農協の販売事業にその能力を活かすことができると考えられる者。

② 購買事業に関して実践的な能力を有する者

肥料・飼料等の生産資材の販売や農業機械の販売、燃料の販売の業務に複数年携わった経験を有する者で、自農協の購買事業にその能力を活かすことができると考えられる者。

③ 指導事業に関して実践的な能力を有する者

農業に関する技術指導や農業経営の向上に関する指導等に複数年携わった経験を有する者で、自農協の指導事業にその能力を活かすことができると考えられる者。

④ 信用・共済事業に関して実践的な能力を有する者

信用組合、信用金庫、郵便局、その他銀行等の業務や他の保険会社等で保険業務等に複数年携わった経験を有する者で、自農協の信用・共済事業にその能力を活かすことができると考えられる者。

⑤ その他自農協が行う事業に関して実践的な能力を有する者

その他自農協が行う事業に関連した業務において複数年携わった経験を有する者で、自農協の事業にその能力を活かすことができると考えられる者。

(2) 法人の経営に関し実践的な能力を有する者

- ① 農協及び連合会等の常勤役員としての経験を有する者又は経営に関与できる管理職として複数年の経験を有する者で、農協経営を行うにあたりその能力を活かすことができると考えられる者。
- ② 法人の常勤役員としての経験を有する者又は経営に関与できる管理職として複数年の経験を有する者で、農協経営を行うにあたりその能力を活かすことができると考えられる者。
- ③ 農協経営を行うにあたり、その能力を活かすことができると考えられる国家資格（弁護士、公認会計士、税理士等）を有する者。
- ④ その他前③に掲げる者と同等程度の経験及び知識を有すると認められる者で、農協経営を行うにあたりその能力を活かすことができると考えられる者。

2. 新たな理事構成要件への対応について

各区域の理事定数に変更はありませんが、新要件を満たした理事構成とするため、区域別の理事の過半数は認定農業者および実践的能力者とします。

(1) 理事候補者の区域・区分定数

区域又は区分	理事候補者定数	農協法第 30 条第 12 項第 1 号・2 号に定める者の定数 (※)
登米市津山町区域	1	1
南三陸町志津川区域	3	2
南三陸町歌津区域	1	1
気仙沼市本吉町区域	4	2
気仙沼市区域	6	3
理事会推薦理事	2	2
理事会推薦女性理事	2	—
合計	19	11

- ・ 上記 (※) の数は、理事候補者数のうち最低限度の人数であり、当該数を超える人数の選出は可能である。
- ・ 農協法第 30 条第 12 項第 1 号は認定農業者（法人にあつては、その役員）、2 号は農畜産物の販売その他の農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者。